

月1まちかどコンサート実施要領

平成24年10月31日決裁

平成25年 2月 1日改正

平成27年 6月17日改正

平成29年 4月 1日改正

1 名 称

月1まちかどコンサート

2 目 的

まちかどに音楽があふれる環境づくりを推進し、町民が気軽に音楽に親しめる機会を提供することにより、音楽文化を振興する。

3 期 間

毎年4月～翌年3月までの期間で、月1回程度とする。

4 時 間

45分～1時間程度

5 場 所

町内の公共施設等

6 入場料

無料

7 演奏者

埼玉県内に住所を有する者が構成するグループ等

なお、選考にあたっては、年間を通じ多様な分野の音楽を享受できるよう考慮する。

8 開催形態

①舞台を使用しないで、フラットな場所で演奏する。

②音響・照明が必要な場合は、演奏者が用意する。

③搬入・搬出作業は、演奏者が行う。

④楽器類は演奏者が持ち込む。

⑤音楽のジャンルは問わない。

⑥1時間程度の演奏ができるグループ等であれば可とする。

9 演奏者の選定

月毎に場所・時間を指定した年間スケジュールを立て、演奏グループ等を募集し、デモテープなどで選定する。

10 演奏者への謝礼

1 グループ等あたり交通費等実費相当金額の1万円とする。

ただし、著作物の使用料が発生した場合は、演奏者が支払うものとする。

11 庶務

月1まちかどコンサートの庶務は、教育委員会において処理する。